

## 胆沢中学校支援地域本部事業実施要領

### 1 目的

本事業は、奥州市学校支援地域本部事業実施要領の基づき、胆沢区内における地域の特性・特色を生かした「学校と地域の協働による学校支援体制」づくりを推進することにより、学校環境全体の支援を行うことを目的とする。

また、地域住民と学校との連携強化に力を入れ、潜在している地域の力を掘り起こすことにより地域の教育力の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

胆沢区内の小・中学校を対象に、学校の求めに応じて以下のような学校支援活動を行う。

#### (1) 学習支援

授業補助、校外活動の引率補助、放課後・長期休暇中の学習会の補助、読み聞かせ等

#### (2) 環境整備

図書室等の装飾作成、備品（椅子等）の補修・修繕、花壇の手入れ等

#### (3) 安全確保

上下校時の通学路の安全指導、校内の見回り等

#### (4) 学校行事の支援

運動会や文化祭などの準備補助等

#### (5) 学校ホームページ作成の支援

学校ホームページの作成・編集等

### 3 学校支援活動実施にあたっての各主体の役割

#### (1) 地域コーディネーター

学校と地域の現状を十分に理解している者のうちから、本部校長の推薦により、市教育委員会が委嘱する。学校とボランティア間の調整等を行い、学校の求めに応じた支援活動に必要な地域人材の確保、配置を行う。活動時間は、年600時間の範囲内とする。

#### (2) 学校支援ボランティア

地域コーディネーターからの依頼を受け、実際の学校支援活動を無償で行う。

#### (3) 地域教育協議会

地域本部内における学校支援活動の企画立案、事業評価、広報活動、人材バンクの作成等、事業の円滑な推進に関することについて、年2回程度地域教育協議会を開催する。地域教育協議会の構成員等については、別途「胆沢中学校支援地域本部地域教育協議会設置要領」により定める。

#### (4) 学校

地域本部内の事業実施校のうち本部校である中学校の担当教員が、地域コーディネーターの推薦、地域教育協議会の開催、消耗品の購入、郵券の管理等の本部内における庶務を行う。

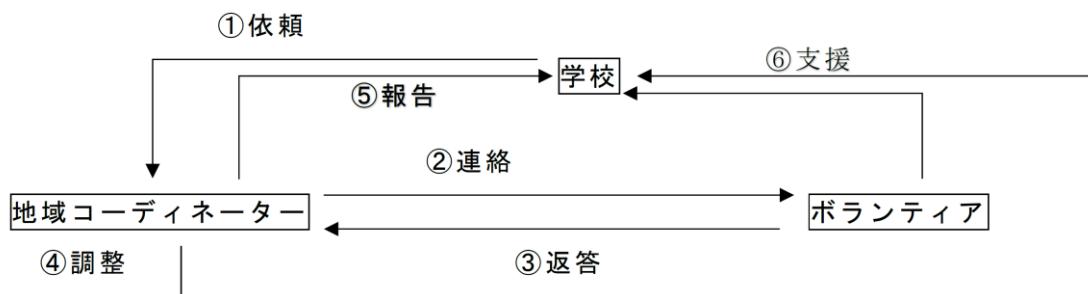
#### (5) 行政

協働まちづくり部生涯学習スポーツ課が事業担当課となり、事業実施にあたっての予算確保、予算配分、支払処理、周知活動等を行う。また、地域本部の求めに応じて指導・助言を行うとともに、効果的な運営に協力する。

### 4 学校支援活動実施にあたって詳細事項

#### (1) 学校支援活動を行うまでの手順

地域コーディネーターが学校の要望を受け、ボランティアが学校支援活動を行うまでの流れは以下のとおりとする。



依頼にあたっては、各校の事業担当教員が支援を依頼したいことについてとりまとめを行い、地域コーディネーターに連絡する。

#### (2) コーディネーター活動日誌の作成

謝金支給にあたっての根拠資料として、地域コーディネーターは月ごとに活動日誌を作成する。活動を実施した場合、その学校の担当教員は活動校確認印欄に押印する。また本部校担当教員は、地域コーディネーターが一箇月の活動が終え次第、一月分の日誌について学校長の決裁を受け、翌月 10 日までに生涯学習スポーツ課へ提出する。提出された日誌を基に、市が謝金の支払いを行う。

#### (3) 消耗品の購入

活動にあたって、市から消耗品の購入費用が割り当てられる。消耗品の購入は、地域コーディネーターが中心となって行い、請求書受領後は、本部校担当教員がすみやかに生涯学習スポーツ課へ提出する。請求書を基に、市が支払いを行う。

#### (4) 郵券の管理

活動にあたって、市から郵券が割り当てられる。郵券は、地域教育協議会の開催案内やボランティアへの活動依頼等に使用できる。郵券の管理は本部校担当教員が行い、郵券使用時には、必ず郵券管理簿と発送先明細を記入する。

#### （5）ボランティア募集

ボランティアの募集は、地域コーディネーターが中心となり、各小中学校の保護者へのチラシ配布、ポスター掲示、地区振興会への班回覧依頼、地区センターへのチラシ配布等を行う。ボランティア募集にあたっては、各学校と生涯学習スポーツ課がボランティア応募の窓口となる。

各学校でボランティアの受付を行うにあたっては、各校の電話付近に、地域コーディネーターが作成したボランティア受付メモを設置し、コーディネーターから折り返し連絡があることをお伝えする。コーディネーターが不在の間に受け付けた分については、各校の事業担当教員がメモのとりまとめを行い、コーディネーター訪問時に渡すこととする。

#### （6）学校支援者補償制度

地域コーディネーターとボランティアは、日本P C A教育振興会の学校支援者補償制度に加入する。加入手続きは市が行うこととし、万が一学校支援活動中に事故等があった場合には、生涯学習スポーツ課へ連絡する。

#### （7）ボランティアの活動にあたっての留意点

安全面の確保のため、学校支援地域本部事業で来校しているボランティアであることが分かるよう名札の着用を義務付ける。

### 5 地域教育協議会開催にあたって詳細事項

地域教育協議会の庶務は、本部校において処理する。本部校担当教員は、年2回の会議の開催にあたり、会議の実施日時、場所を定め、地域教育協議会の構成員に開催案内を発送する。地域教育協議会の目的、所掌事項、組織、任期等は、別途「胆沢中学校支援地域本部地域教育協議会設置要領」による。

協議会においては、本部校担当教員が会の進行を行うほか、委員長が挨拶、議事進行、副委員長が協議会の開閉会宣言を行う。地域コーディネーターは、作成した事業計画書、報告書にもとづき、協議の場で当該年度の学校支援活動について報告する。

協議会に出席した委員（自治会およびP T A関係者）への謝礼については、生涯学習スポーツ課において支払い処理を行う。